

社会福祉法人 尚恵学園 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

イ 障害者支援施設の経営

- ① 障害者支援施設尚恵厚生園の経営
- ② 障害者支援施設尚恵成人寮の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- イ 障害福祉サービス事業の経営
- ロ 相談支援事業の経営
- ハ 移動支援事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人尚恵学園という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域において心身上の理由等により孤立する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を茨城県土浦市神立町字青木 1791 番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、職員 1 名、外部委員 2 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員の互選で選任する。

(権限)

第十条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第十一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案をするに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十五条に定める定数を上回

る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事が評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第十四条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の数）

第十五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

（役員を選任）

第十六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第十七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第十八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告

を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第十九条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第十五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第二十条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(責任免除)

第二十一条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百零三条第一項の規定により、免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(役員報酬等)

第二十二条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二十三条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の管理者及び他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二十四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二十五条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二十六条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会日の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
但し、理事及び監事の全員に同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第二十七条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二十八条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。理事長が欠席した理事会においては理事及び監事がこれに署名し、又は記名押印する。

第六章 公益を目的とする事業

(種別)

第二十九条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行う。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業（受託）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第七章 資産及び会計

(資産の区分)

第三十条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建 物

[1] 障害者支援施設 尚恵厚生園

ア 茨城県土浦市神立町字青木 1791 番地所在の鉄骨造スレート葺平屋建 事務所兼訓練室 1 棟 (66.69 平方メートル)

イ 茨城県土浦市神立町字青木 1802 番地所在の鉄骨造陸屋根 2 階建保母寮 1 棟 (1 階 46.91 平方メートル 2 階 41.40 平方メートル)

ウ 茨城県土浦市神立町字青木 1792 番地所在の鉄骨造陸屋根 2 階建寮舎 1 棟 (1 階 387.99 平方メートル 2 階 123.47 平方メートル)

エ 茨城県土浦市神立町字青木 1797 番地 6 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建洗濯場 訓練棟 1 棟 (1 階 51.89 平方メートル 2 階 49.77 平方メートル)

オ 茨城県土浦市神立町字青木 1802 番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建訓練室 1 棟 (41.92 平方メートル)

カ 茨城県土浦市神立町字青木 1804 番地所在の木造スレート葺平屋建訓練室 1 棟 (33.12 平方メートル)

- キ 茨城県土浦市神立町字青木 1792 番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鉄板葺平屋建
訓練室 1 棟 (47.56 平方メートル)
- ク 茨城県土浦市神立町字青木 1792 番地の 3 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺
2 階建寄宿舍 1 棟 (1 階 443.60 平方メートル 2 階 403.78 平方メートル)
- ケ 茨城県土浦市神立町字青木 1797 番地 6 所在の鉄骨造鋼板葺平屋建養護所
1 棟 (245.22 平方メートル)
- コ 茨城県土浦市神立町字青木下 1614 番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
作業所 1 棟 (66.24 平方メートル)

[2] 障害者支援施設 尚恵成人寮

- ア 茨城県土浦市神立町字諏訪山 1068 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング
葺陸屋根 2 階建寮舎 1 棟 (1 階 944.62 平方メートル 2 階 111.43 平方メートル)
附属建物コンクリートブロック造陸屋根平屋建ボイラー室
1 棟 (20.00 平方メートル)
- イ 茨城県土浦市神立町字諏訪 1054 番地 3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
作業場 1 棟 (157.50 平方メートル)
附属建物コンクリートブロック造陸屋根平屋建ボイラー室 1 棟 (4.00 平方メートル)
- ウ 茨城県土浦市神立町字諏訪 1054 番地 3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
作業室 1 棟 (1 階 77.44 平方メートル 2 階 79.65 平方メートル)
- エ 茨城県土浦市神立町字諏訪 1054 番地 3 所在の木造スレート葺平屋建作業場
1 棟 (19.87 平方メートル)
- オ 茨城県土浦市神立町字諏訪 1054 番地 6 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建
寄宿舍 1 棟 (117.78 平方メートル)
- カ 茨城県土浦市神立町字諏訪下 1072 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建
作業所 1 棟 (229.38 平方メートル)
- キ 茨城県土浦市菅谷町字上山 1430 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建
寄宿舍① 609.62 平方メートル ② 525.62 平方メートル ③ 525.62 平方
メートル ④ 525.62 平方メートル

[3] 共同生活援助 ぼだいじゅ・なでしこ

- ア 茨城県土浦市神立町字青木 1791 番地所在の鉄骨造瓦葺 2 階建寮舎
1 棟 (1 階 168.48 平方メートル 2 階 146.16 平方メートル) あじさい
- イ 茨城県土浦市神立町字アタゴ 1308 番地 5 所在の木造スレート葺平屋建寄宿舍
1 棟 (99.37 平方メートル) ぼだいじゅ

- ウ 茨城県土浦市神立字アタゴ 1308 番地 6 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建寄宿舍 1 棟 (121.73 平方メートル) れんげ
- エ 茨城県土浦市神立町字アタゴ 1308 番地 2 所在木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建寄宿舍 1 棟 (27.80 平方メートル) れんげ別棟
- オ 茨城県土浦市神立町字アタゴ 1308 番地 3 所在木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建寄宿舍 1 棟 (23.18 平方メートル) しゃくなげ別棟
- カ 茨城県土浦市神立町字原口 667 番地 28 所在の木造スレート葺 2 階建住宅 1 棟 (1 階 59.62 平方メートル 2 階 46.37 平方メートル) なでしこ

[4] 障害福祉サービス事業 コスモス

- ア 茨城県土浦市神立町字青木下 1614 番地の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建デイサービスセンター (493.32 平方メートル)
- イ 茨城県土浦市神立町字青木 1614 番地所在の木造立平葺作業指導室 (85.77 平方メートル)

(2) 土地

- ア 茨城県土浦市神立町字青木 1792 番所在の尚恵厚生園敷地 (3,195 平方メートル)
- イ 茨城県土浦市神立町字青木 1791 番所在の尚恵学園通勤寮敷地 (706 平方メートル)
- ウ 茨城県土浦市永井字山田 1107 番所在の山林 (1,427 平方メートル)
- エ 茨城県土浦市神立町字青木下 1614 番所在のデイサービスセンター敷地 (3,901 平方メートル)
- オ 茨城県土浦市神立町字沖ノ下 1624 番の 3 所在のデイサービスセンター敷地 (23 平方メートル)
- カ 茨城県土浦市神立町字篠崎 1595 番所在の雑種地 (228 平方メートル)
- キ 茨城県土浦市神立町字青木下 1608 番 1 所在の雑種地 (1,725 平方メートル)
- ク 茨城県土浦市粟野町字大塚 806 番 1 所在の山林 (10,800 平方メートル)
- ケ 茨城県土浦市粟野町字大塚 809 番 2 所在の原野 (83 平方メートル)
- コ 茨城県土浦市粟野町字大塚 810 番 1 所在の原野 (1,401 平方メートル)
- サ 茨城県土浦市粟野町字大塚 810 番 2 所在の山林 (189 平方メートル)
- シ 茨城県土浦市粟野町字大塚 811 番所在の山林 (4,682 平方メートル)
- ス 茨城県土浦市粟野町字大塚 813 番 1 所在の山林 (2,158 平方メートル)
- セ 茨城県土浦市神立町字諏訪下 1069 番 1 所在の田 (1,850 平方メートル)
- ソ 茨城県土浦市神立町字諏訪下 1072 番 1 所在の宅地 (2,197 平方メートル)
- タ 茨城県土浦市神立町字篠崎 1592 番所在の山林 (213 平方メートル)

- チ 茨城県土浦市神立町字善明 1584 番 2 所在の山林 (8.73 平方メートル)
- ツ 茨城県土浦市神立町字篠崎 1593 番 1 所在の山林 (436 平方メートル)
- テ 茨城県土浦市神立町字篠崎 1594 番 1 所在の山林 (1,148 平方メートル)
- ト 茨城県土浦市神立町字天神平 1826 番所在の山林 (75 平方メートル)
- ナ 茨城県土浦市神立町字天神平 1809 番所在の畑 (432 平方メートル)
- ニ 茨城県土浦市神立町字天神平 1810 番所在の畑 (820 平方メートル)
- ヌ 茨城県土浦市神立町字善明 1584 番 1 所在の田 (999 平方メートル)
- ネ 茨城県土浦市神立町字原口 667 番 28 所在の宅地 (167.69 平方メートル)
- ノ 茨城県土浦市神立町字天神平 1811 番所在の畑 (647 平方メートル)
- ハ 茨城県土浦市神立町字天神平 1814 番所在の畑 (1,671 平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第二十九条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定され寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三十一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、土浦市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、土浦市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資を言う。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三十二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三十三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の

前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三十四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要を記載した書類

(会計年度)

第三十五条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三十六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三十七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第八章 解散

(解散)

第三十八条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三十九条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四十条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、土浦市長の認可(社会福祉法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を土浦市長に届けでなければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四十一条 この法人の公告は、社会福祉法人尚恵学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四十二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理事長 住田 恵孝
理事 来栖 綱
" 榊原 勝
" 中根 常男
" 豊島 一郎
" 今宮 千勝
監事 桜井 忠平
" 島崎 盈

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年6月23日 役員選任

理事長 住田 福祉
理事 生芝 俊正
" 四日市ゆみ子
" 高塚 千史
" 高野 哲夫
" 角田 純一郎
監事 橋本 幸雄
" 三橋 輝男

(主な来歴)

1. 昭和45年1月10日 社会福祉法人 尚恵学園の認可 定款制定
2. 昭和53年3月10日 新設建物（雄飛寮）を基本財産に編入議決
3. 昭和54年1月28日 精神薄弱者更生施設尚恵学園尚恵成人寮（定員40名）の設置経営を議決
理事6名を10名に改正
4. 平成 元年1月28日 通勤寮の設置経営議決
5. 平成 元年5月13日 新設建物（日振寮）を基本財産に編入
常務理事1名を配置
6. 平成 2年4月28日 基本財産（万国寮ほか）の処分議決

7. 平成 3年6月28日 精神薄弱児更生施設尚恵学園を廃止し、精神薄弱者更生施設尚恵厚生園を新設
8. 平成 4年2月22日 社会福祉法人 認可要綱一部改正に伴う定款の全文改正
9. 平成 6年5月21日 精神薄弱者グループホームぼだいじゅの設置経営を加える
10. 平成 9年5月19日 精神薄弱者グループホームれんげの設置経営を加え、新設建物を基本財産に編入
11. 平成11年2月16日 精神薄弱を知的障害に変えるなど社会福祉事業法改正に伴う改正
12. 平成13年8月21日 知的障害者グループホームこうみょうの設置経営を加える
13. 平成14年3月14日 知的障害者グループホームぼたんの設置運営を加える
14. 平成15年1月28日 評議員及び評議員会を加える
グループホームしゃくなげ、知的障害者居宅介護事業所なごみ、知的障害者デイサービス事業所コスモスの設置経営を加える
15. 平成17年9月30日 知的障害者（児）短期入所事業の追加ほか
16. 平成20年4月 1日 尚恵学園成人寮寄宿舎（自活棟）ほか資産の追加
知的障害者グループホームを削除、知的障害者通勤寮から共同生活介護・援助事業に変更
17. 平成21年3月23日 理事定数変更（10名⇒6名）
評議員定数変更（21名 ⇒13名）
18. 平成23年11月27日 尚恵学園成人寮 →尚恵成人寮に変更
19. 平成23年12月27日 目的、役員を選任、評議員会の権限の変更
作業棟いな穂を資産に追加
20. 平成25年7月29日 目的に、公益事業、地域生活支援事業を加える
21. 平成27年8月13日 資産の増加（尚恵成人寮 土浦市菅谷町字上山所在の建物ほか）
22. 平成28年1月13日 グループホーム・ケアホームの一元化
なでしこを加える
23. 平成29年2月15日 社会福祉法の改正に伴う変更

附 則

この定款は、平成30年 月 日から施行する。（市認可の日とする）